(令和4年3月25日)

	目			次			
				令和	4年3	月25日	定例会
議案等番号		議	案	等	名		ページ
議員提出議案第1号	議会の議員 条例の一部	1					

## 議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び柏原市議会会議規則 第13条の規定により提出する。

令和4年3月25日

柏 原 市 議 会議 長 山 下 亜緯子 様

提出者	柏原市議会議員	乾			_	<b>E</b> I
賛成者	柏原市議会議員	大	木	留	美	ED
	"	榊	田	和	之	ED
	"	江	村		淳	ED
	"	Щ	П	由	華	ED
	"	新	屋	広	子	ED
	"	峯		弘	之	ED
	"	梅	原	壽	恵	ED
	"	山	本	修	広	<b>EI</b>
	"	橋	本	満	夫	ED
	"	田	中	秀	昭	ED
	"	中	村	保	治	<b>EI</b>
	"	鶴	田	将	良	ED
	"	奥	Щ		涉	ED
	IJ	大	坪	教	孝	(EII)

## 議員提出議案第1号

議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について

議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年3月25日提出

## 柏原市条例第 号

議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(昭和31年柏原市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の215」に改める。 附則に次の1項を加える。

17 令和4年6月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の215」とあるのは「100分の200」とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。